

地籍調査事業地籍図・地籍簿作成業務仕様書

概要

- 1 国土調査法に基づく地籍調査事業について、地上法における数値地籍測量により別表の成果品を作成する。
- 2 委託業務名
令和2年度地籍図・地籍簿作成業務（1901）
- 3 工期
契約日から令和3年2月26日
- 4 委託場所
琴浦町大字山川
- 5 委託業務の範囲
別紙図面の範囲とする。
- 6 業務概要

計画区 コード	精度	縮尺	視通	測量工程	実施数量	測量法
1901	甲3	1/500	市I	FII-1, FII-2, G, H	0.10km ²	地上法

- 7 成果品
別表による。
- 8 法令等の適用
「地籍調査作業規程準則」、「基準点作業規程準則」及び関係法令等によるほか計画機関の指示に従うものとする。
- 9 その他
 - (1) 成果品について、検査を受け不合格のものは、受託者において速やかに訂正するものとする。
 - (2) 本仕様書及び業務実施中に疑義又は詳細について不明な点が生じたときは、双方協議して決定するものとする。
 - (3) 受託者は、この受託事業の処理によって知り得た情報を厳重に管理し、一切外に漏らさないこと。
 - (4) 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、契約後10日以内にその業務内容を測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS：テクリス）に登録すること。
また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出すること。
なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。
 - (5) 1年目工程（C, E, F I）と2年目工程（FII-1, FII-2, G, H）で実施業者が異なる場合、1年目工程の実施業者または町から成果データを引き継ぐこと。